

第23期第2回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年4月25日（金）16時から

場所 唐津市水産会館 研修室

（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 松浦海区における漁場計画（案）について（諮問）・・・・・・・・・・P1～P11
- (2) 公聴会の開催について（協議）・・・・・・・・・・P12
- (3) 松浦海区漁業調整委員会の改正について（協議）
 - ・火光漁業に使用する集魚灯の光力制限・・・・・・・・・・P13～P16
- (4) かご漁業（その他のかご漁業）許可方針（案）について・・・・・・・・P17～P25
- (5) その他

水産第 516 号
令和 7 年 4 月 25 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

松浦海区における漁場計画の樹立について（諮問）

松浦海区における定置漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 4 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

なお、答申は令和 7 年 5 月 30 日（金）までに提出してください。

担 当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電 話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

松浦海区における定置漁業 の漁場計画（案）

定 置 漁 業

1 定置漁業

(1) 公 示 番 号 松定第1号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 定置漁業

イ 漁業の名称 雑魚落網漁業

ウ 漁業の時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁場の位置 別表のとおり

オ 漁場の区域 別表のとおり

(3) 地 元 地 区 唐津市神集島

備考

存続期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日

漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松定第1号	雑魚落網漁業	1月1日から12月31日まで	唐津市神集島 黒瀬地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度31分55秒 東経 129度58分37秒 点イ：北緯 33度32分 7秒 東経 129度58分59秒 点ウ：北緯 33度31分46秒 東経 129度59分 7秒 点エ：北緯 33度31分51秒 東経 129度58分35秒	唐津市神集島	個別漁業権	

定置漁業権図



公 示

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、松浦海区における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年5月 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正

1 日 時

令和7年5月〇日（〇） 〇〇：〇〇～

2 場 所

唐津市海岸通り7182番地217

唐津市水産会館 多目的ホール

3 議 事

定置漁業の免許に係る漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区及び地元地区について

4 漁場計画の内容

松浦海区漁業調整委員会事務局（佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県農林水産部水産課内）において閲覧に供するほか、ホームページにおいて公開する。

5 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

6 公述者の注意事項

- (1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で令和7年5月〇日（〇）までに松浦海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。
- (2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
- (3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

松浦海区漁業調整委員会指示

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和7年 月 日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正

1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域（以下「当該区域」という。）においては、1隻につき6キロワット以内とする。ただし、佐賀県唐津市の呼子大橋橋梁以東、かつ、佐賀県唐津市呼子町加部島最北端と福岡県糸島市志摩姫島最北端を結んだ直線以南の当該区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。

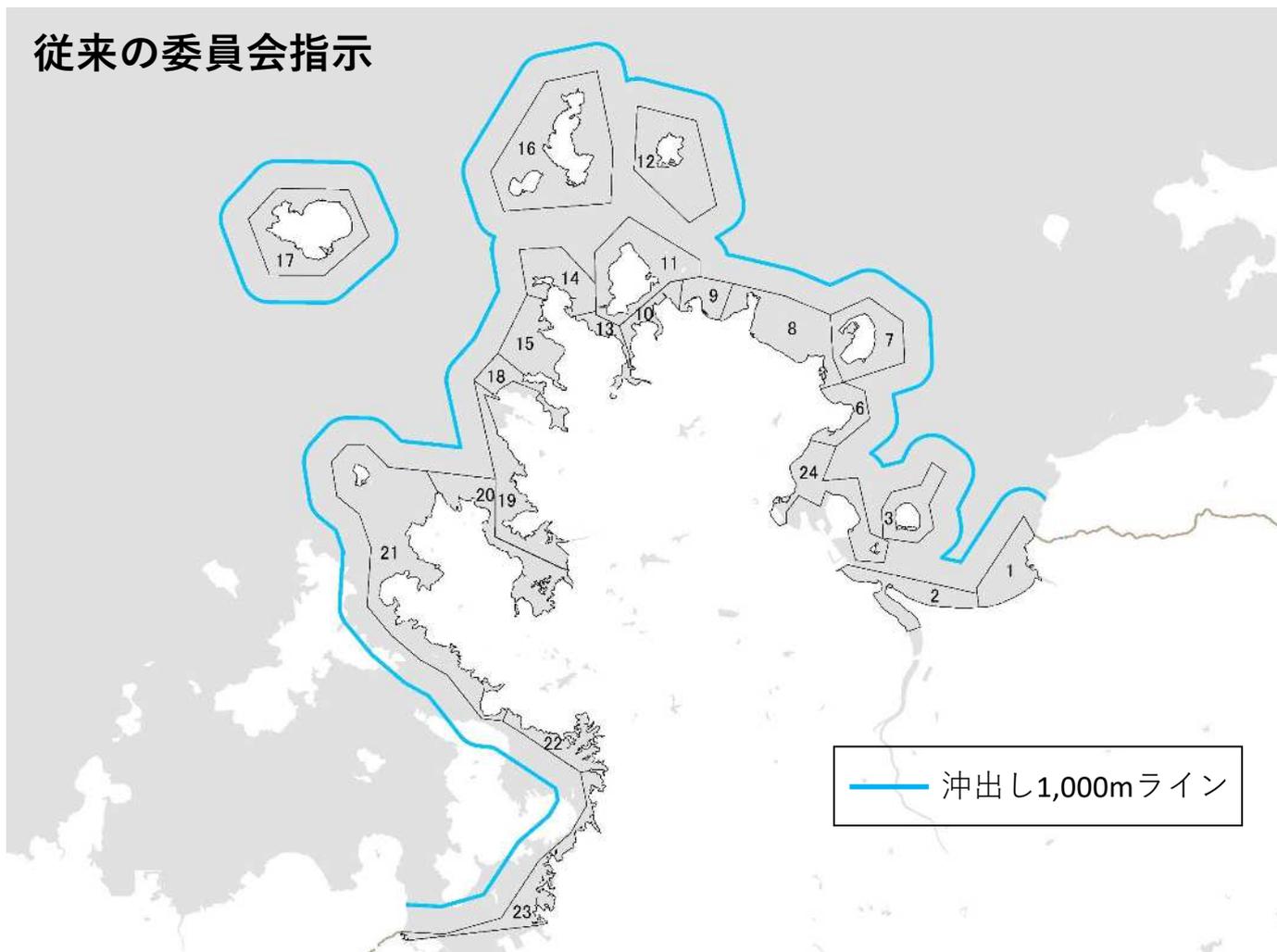
2 指示の期間

令和7年 月 日から令和7年8月11日まで

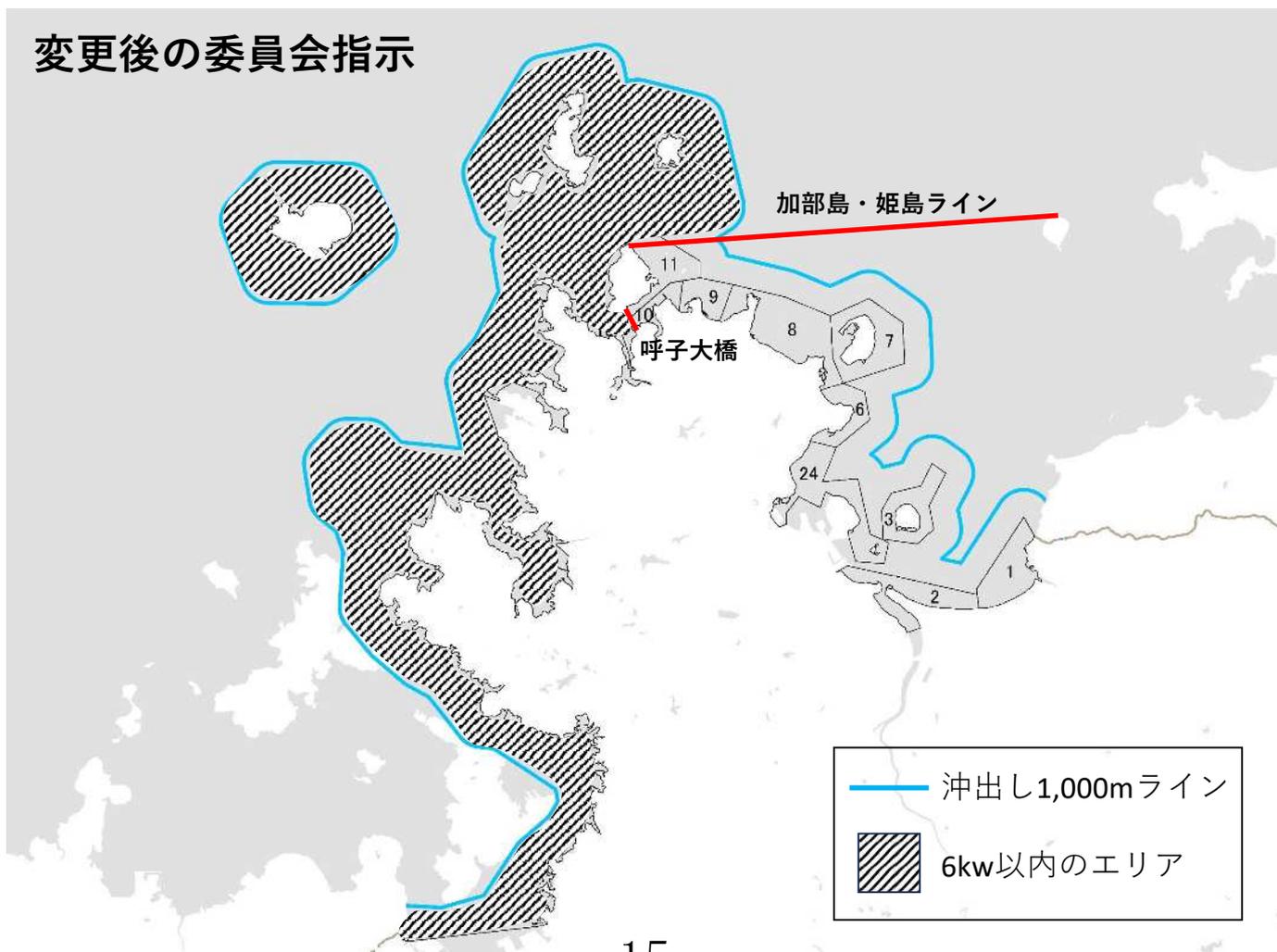
新旧対照表

新	旧
<p>◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第93号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。</p> <p>令和7年 月 日</p> <p style="text-align: center;">松浦海区漁業調整委員会 会長 川寄 和正</p> <p>1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域（以下「当該区域」という。）においては、1隻につき6キロワット以内とする。ただし、佐賀県唐津市の呼子大橋橋梁以東、かつ、佐賀県唐津市呼子町加部島最北端と福岡県糸島市志摩姫島最北端を結んだ直線以南の当該区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。</p> <p>2 指示の期間 令和7年 月 日から令和7年8月11日まで</p>	<p>◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第93号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。</p> <p>令和6年7月31日</p> <p style="text-align: center;">松浦海区漁業調整委員会 会長 川寄 和正</p> <p>1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。</p> <p>2 指示の期間 令和6年8月12日から令和7年8月11日まで</p>

従来の委員会指示



変更後の委員会指示



水産第390号
令和7年4月23日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

かご漁業(その他のかご漁業)許可方針(案)について(諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当)

かご漁業許可方針

Ⅱ その他のかご漁業

第1 制限措置

1 漁業種類（4種類）

ばいかご漁業

かにかご漁業

ぼらかご漁業

ふぐかご漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

50隻以内

3 船舶の総トン数

制限措置なし

4 推進機関の馬力数

制限措置なし

5 操業区域

佐賀県玄海海域

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。

(2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

(3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号 令和2年11月27日公布。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

(4) 適切な資源管理を実践できる者

(5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、50件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が50件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が50件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が50件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

- (1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年12月15日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。（従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。）ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合に限る。

- (3) 基準日から過去5年間において当該漁業の許可（従前の許可を含む。）を有していたことがある者
- (4) 基準日において当該漁業以外の漁業の許可を有していた者
- (5) 上記（1）から（4）に該当しない者

第5 条件

- 1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内（佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内）についてはこの限りでない。
- 2 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

新旧対照表

新	旧
<p>かご漁業許可方針</p> <p>Ⅱ その他のかご漁業</p> <p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類（4種類）</p> <p> ばいかご漁業</p> <p> かにかご漁業</p> <p> ぼらかご漁業</p> <p> ふぐかご漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数</p> <p> 50隻以内</p> <p>3 船舶の総トン数</p> <p> 制限措置なし</p> <p>4 推進機関の馬力数</p> <p> 制限措置なし</p> <p>5 操業区域</p> <p> 佐賀県玄海海域</p> <p>6 漁業時期</p> <p> 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格</p> <p> (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。</p> <p> (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有す</p>	<p>かご漁業許可方針</p> <p>Ⅱ その他のかご漁業</p> <p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類（4種類）</p> <p> ばいかご漁業</p> <p> かにかご漁業</p> <p> ぼらかご漁業</p> <p> ふぐかご漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数</p> <p> 50隻以内</p> <p>3 船舶の総トン数</p> <p> 制限措置なし</p> <p>4 推進機関の馬力数</p> <p> 制限措置なし</p> <p>5 操業区域</p> <p> 佐賀県玄海海域</p> <p>6 漁業時期</p> <p> 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格</p> <p> (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。</p> <p> (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有す</p>

る者

- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号 令和2年11月27日公布。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、50件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が50件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が50件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく

る者

- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号 令和2年11月27日公布。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、50件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が50件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が50件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく

公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が50件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

- (1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年12月15日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合に限る。
- (3) 基準日から過去5年間において当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者
- (4) 基準日において当該漁業以外の漁業の許可を有していた者
- (5) 上記(1)から(4)に該当しない者

第5 条件

- 1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内(佐賀玄海漁業協同組合にお

公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が50件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

- (1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年12月15日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合に限る。
- (3) 基準日から過去5年間において当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者
- (4) 基準日において当該漁業以外の漁業の許可を有していた者
- (5) 上記(1)から(4)に該当しない者

第5 条件

- 1 操業区域は、所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内。ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関

<p>いては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内) についてはこの 限りでない。</p> <p>2 幹繩の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、 幹繩の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。</p>	<p>する共同漁業権漁場内に限る。</p> <p>2 幹繩の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、 幹繩の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。</p>
---	---